

## 「著作権教育」としての学習内容

## 許諾の取り方を知る

## 「著作権教育」の学習のねらい

## 著作者に許諾を取る方法を知る

- 著作物を作成した著作者を意識し、許諾を取る方法があることを理解させる。
- 定型的な書式に従って許諾文書を作成できることを理解させる。

## 生徒の活動

- 他者の作品を利用して自分の作品をつくる。
- 文化庁サイトの利用方法を知る（イラストの利用許諾契約書を作る）。
- 法律文書の意識と用語を理解する。



## 「著作権教育」の指導のポイント

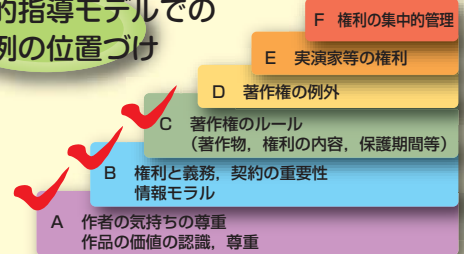
- 著名な作品でも著作者の許諾により利用できることがあることを意識させる（時間や学校の実態により仮想の内容での練習で構わない）。
- 文化庁のサイトを利用すると、簡単に定型書式文書を作ることができることを理解させる。
- 許諾をとる意義を考えさせる。

## これだけは！ 押さえない指導内容

- 「甲」や「乙」で契約者・被契約者を区別するなどの、最低限の法律用語
- システム内すべての項目が、問題なく書き込める最低限の知識
- 著作物には、どのようなものがあるかという知識（ダンスや振り付けなど、媒体になっていないものには意識がいかない傾向にある）

生徒たちは、「よさなどを宣伝してあげる場合は、相手も利益になるので勝手に利用しても問題ない」と考えがちであるが、利益・不利益にかかわらず無断で行うことの問題点を理解させることが重要である。

## 段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



### 具体的な展開例

## 「許諾」のルールを守らなければどうなるのか、次のようなポイントを話し合う

- 著作物の利用に関するルールは、単なるマナーではない。
  - ➔ 使ってよい・悪いだけではない。
  - ➔ 著作者と利用する側で、利用してよい範囲の理解に違いが生じていたら…。
- もし、契約をせずに口約束（電話）だったらどうだろう、電子メールで行う場合にはどうしたらよいだろう？
- 相手が契約の内容を理解できない場合を考えて、説明マニュアルは必要ないのだろうか？
- 今回の契約書を作るための知識は、文化庁 Web サイトのどの部分を見ればよいのだろうか？
- 許諾が必要ない場合とは、どのような場合なのだろうか？
  - ➔ 著作権が存在しないもの
    - ➔ さらに「自由に使ってよい」と書かれた著作物（Web 等のフリー素材など）を利用するときの心構えや行動
  - ➔ 学校教育としては、できれば利用した旨の報告や、お礼を伝えたい。
- 在学中の先輩や卒業生、近所の地域住民に対して「契約書」の形で書いてもらうのは抵抗があるかもしれないし、堅苦しく感じるかもしれない。文化庁の契約書に書かれた内容を守りながら、校内や地域で使いやすい簡易な契約書を作るとしたら、どのようなものがよいかを話し合う。

### この事例の実践に参考となる教材・資料

## 文化庁「誰でもできる著作権契約」（著作権契約書作成支援システム）

[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku\\_intro/index.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html)

